

# 下松市営繕系工事における「週休2日モデル工事」の実施要領 の制定について（お知らせ）

令和5年1月4日  
技術監理課

下松市では、建設現場における休日確保等の働き方改革に向けた取組の一環として、令和3年度から下松市土木系工事における「週休2日モデル工事」を実施し、建設現場における週休2日確保への取組を推進しています。この度、下松市営繕系工事における「週休2日モデル工事」の実施要領を制定しましたので、以下のとおりお知らせします。

## 1. 適用基準日

令和5年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

## 2. 対象工事

「週休2日モデル工事（発注者指定型又は受注者希望型）の対象工事」として発注する営繕系工事に適用する。

## 3. 現場閉所について

- （1）分離発注工事の場合、全工事一斉の現場閉所を求めず、発注工事単位で1日を通して現場作業のない「現場休息」を導入する。
- （2）現場閉所 現場休息 の振替を許容する。

## 4. 積算方法

4週8休以上を前提に、材工単価の労務費を補正し、工事費を積算して発注するものとし、対象期間内において4週8休に満たないものは、その達成状況に応じて労務費補正分を減額変更する。

## 5. 実施方法等

- （1）受注者の積極的な工程管理等により、余裕をもって工事を完成した場合において、工期の短縮変更は行わない。
- （2）監督職員は、受注者の事務負担が増大しないよう努めることを規定する。
- （3）監督職員が、各工事間の工程等の調整を行い、月間工程表等により週休2日確保の履行状況を確認する。

以上